

平成30年度 第1回差別事象検討小委員会

日 時 平成30年6月1日(金) 午後1時～2時30分

場 所 とりぎん文化会館 第3会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 会議の公開、非公開について

(2) 差別事象について

4 その他

5 閉 会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会

【委員】 任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

氏名	所属・活動等	6/1(金) 出欠
やまだ アベ山田 マリア ルイサ	(公財) 鳥取県国際交流財団 理事	○
あらます 荒益 まさのぶ 正信	公立鳥取環境大学 非常勤講師	○
いまだ 今度 たまみ 珠美	法務省人権擁護委員 鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	○
なかお 中尾 みちよ 美千代	倉吉市人権文化センター 所長 部落解放同盟鳥取県連合会 前執行委員	○
やまもと 山本 まさよ 誠代	鳥取市手をつなぐ育成会 副会長	欠席
よしおか 吉岡 のぶゆき 伸幸	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士	○

6名：(50音順)

【事務局】

氏名	所属・職名	備考
福田 忠司	人権局 局長	
谷口 明美	人権局 人権・同和対策課長	
八村 宏志	人権局 人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
森田 泰弘	教育委員会事務局 人権教育課 学校教育担当 係長	

【差別事象検討小委員会の概要】

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として差別事象検討小委員会を設置している。

- 目的： 鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- 位置づけ： 人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会と位置づける。
- 委員： 近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。
- その他： 検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

○鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日
鳥取県条例第15号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の本質にかんがうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らすすべての者の責務)

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。

- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権に関する相談)

- 第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。
- 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 相談者への助言
 - (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介
 - (3) 関係機関と連携した相談者の支援
 - (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援
 - 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

- 第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
 - 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第8条 協議会は、委員26人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)
- 2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

平成8年7月26日
鳥取県規則第56号

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則をここに公布する。

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第8条第5項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、小委員会に準用する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第19号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○鳥取県情報公開条例(抄)

第4章 情報公開の一層の推進

(情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

平成 12 年 3 月 31 日
鳥取県告示第 218 号

鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「公開条例」という。)第 37 条第 2 項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとき及び次のいずれかに該当する場合であって 4 により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第 9 条第 2 項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が 3 の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に 3 の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3 の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該 3 の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

～ 以下略 ～

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の解釈及び運用について

平成12年4月1日制定
総務部長通知
平成15年2月25日改正
総務部長通知
平成25年3月23日改正
未来づくり推進局長通知
平成25年11月18日改正
未来づくり推進局長通知

1 指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例37条第2項の規定により規定された審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年鳥取県告示第218号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

2 対象となる審議会等について

- (1) 指針2の地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」とは、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条の規定により設置された附属機関をいう。
- (2) 指針2の「これに類する会議」とは、(1)以外に実施機関が設置する審議、審査、調査等を行うため、県民、学識経験者等を構成員とする会議をいい、実施機関の内部会議、事業関係者等との打ち合わせ会議等は含まない。

3 会議の公開について

条例第9条第1項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第2項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第37条第1項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針3は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 指針3の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。
- (2) 指針3の(1)は、条例第9条第2項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会議で公開しないと決定したときは、非公開とすることとしたものである。これは、公文書の開示請求においては開示しないとされている事項について公開の場で審議等を行うことは、条例の趣旨に反し適当ではないためである。その非公開の決定は公文書の場合と同様厳格に行い、その決定は真にやむを得ない理由がある場合に限られる。

(3) 指針3の(2)は、会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、必要な場合には、公開しないというものである。これは、審議事項等の内容によっては、会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等が加えられたり、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されて、その結果として県全体の利益が損なわれることがあり得るためである。したがって、議事運営に著しい支障が生じることが相当確実に予想される場合であって、当該会議で公開しないことを決定したときに限り適用するものであり、その運用は厳格に行う必要がある。

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等について

(1) 指針4の(1)により、法令等の規定により公開できないときを除き、会議の非公開は、当該審議会等がその会議において決定しなければならないとしている。これは、審議会等としての独立性を尊重するとの観点から、審議等の結果に一義的な責任を有する当該審議会等が自らの責任において決定すべきであるためである。

(2) 指針4の(2)により、一つの会議で公開する部分と非公開とする部分を分割して審議することができる場合は、非公開とする部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分の会議については公開しなければならないとしている。これは、会議のうち非公開とする部分以外については、原則公開の立場から、公開しなければならないというものである。

(3) 指針4の(3)により、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならないとしている。これは、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものである。

(4) 会議の非公開の決定に当たっては、次により行うこととする。

ア 新たに設置される審議会等については、最初の会議において決定するものとする。

なお、非公開の決定は、審議会等が、非公開とする場合の事務の内容又は審議事項等及び非公開とする理由を明らかにした上で行わなければならない。

イ 非公開に関して決定された内容については、文書で明らかにしておくこととする。

ウ 非公開を決定した後に新たに審議する事項が追加される等の理由により、新たに非公開の決定を行うべき事情が生じたときは、審議会等は、その都度、会議において非公開を決定しなければならない。

エ 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として公開とする部分の審議が終了してから非公開とする部分の審議を行うものとする。

オ 実施機関は、非公開の決定について、県民課に報告することとする。

～ 以下略 ～

差別事象の概要(平成30年1月～平成30年4月報告分)

1 電柱への差別落書貼り紙

発生日	平成30年1月19日(金) 午後9時30分頃に電話連絡
場 所	鳥取市内の住宅街にある電柱(2箇所)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部落差別に係る差別的内容が記載(自筆)された紙が、住宅街にある市道上の電柱及び公園内の電柱に貼られていた。 ・ 記載内容がほぼ同一であり、その筆跡からも同一人物であることが推測される。
対応概要	<p>■市道上の電柱の差別落書貼り紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月19日、市道上の電柱に貼られている落書きを近隣住民が気付き、町内会長、地元民生児童委員と3者で現場確認。民生児童委員から人権福祉センターに電話連絡。 ・ 人権福祉センター及び鳥取市人権推進課の職員が現地確認。 <p>■公園の電柱の差別落書貼り紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別地区の民生児童委員が上記と同様の事例があったという情報(公園内の電柱分)を得ていたため、公園内の事象の把握にも至った。 ・ 公園内の電柱に貼られていたものは、公園横に居住する住民により、1月15日の7時30分頃に発見され、写真撮影の上、貼り紙を剥がして保管されていた。 <p>○落書き貼り紙は、既に関係者によって現場写真を撮影の上で電柱から剥がされていたので、現物を人権推進課に持ち帰った。</p> <p>○現地より帰庁後、直ちに総務部長に概要を報告・協議の上、関係団体である部落解放同盟鳥取市協議会に対し、電話により事実関係を一報した。</p> <p>○市として、鳥取市人権教育協議会や鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会等を通じて、引き続き啓発に取り組んでいく。</p>

2 高齢者等を対象としたサロンでの差別発言

発生日	平成30年2月27日(火) 13時15分頃
場 所	鳥取市内の高齢者等を対象としたサロン会場
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン利用者同士の雑談の中で、利用者Aから部落差別に係る差別発言があった。 ・その話を聞いていた利用者Bが、Aに対して「今はそんなことは言われたい。」とその場で諭した。 ・利用者Cから人権センターに、以下の旨の相談があった。 「差別発言があり、夜も眠れず迷いあったがセンターに相談することにした。Aに気持ちを伝え、わだかまりを解消し、関係を修復してサロンに通いたい。」
対応概要	<p>■ 3月1日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別発言があった旨を相談するために、Cが人権センターに来所。 ・当該センターから市人権推進課及び中央人権センターへ報告。 ・中央人権センターが当該センターに来所し、差別発言の経過を確認。 ・まずはCへの状況報告と、辛い気持ちに寄り添う心理的サポートを適宜行うよう指示。 <p>■ 3月2日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中央人権センターから当該センターに、人権政策監の指示を伝える。 ・関係者から聞き取りを順次行うこと(高齢者への対応なので心理的負担をかけないように配慮すること。) ・Cに対し、上記の聞き取り等を行うことについて再確認を行うこと。 <p>■ 3月6日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A宅を当該センターが訪問。 差別発言の確認とAへの説諭を行った。 ・B宅を当該センターが訪問。 差別発言に関して確認と状況報告を行った。 ・当該センターから、中央人権センターに報告。 ・中央人権センターから、人権政策監に報告。 <ul style="list-style-type: none"> ○市として鳥取市人権教育協議会や鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会等を通じて、啓発に取り組んでいく。 ○当該センターから、A・C双方へのサポートを継続。 ○当該センターが所管内全サロンを回り、部落差別を含めた人権教育的な話をしていく予定。

3 事業所内における差別発言

発生日時	平成29年9月14日(木) 午前6時30分頃
場 所	倉吉市内の事業所
内 容	C事業所に出入りする日頃から出入りする取引のあった同業者のBに、代金の支払について話をしたところ、BからAに対して「やっぱり部落のもんだわい」と大きな声で面と向かって言われた。腹がたって「なんだってえ」、「どういう意味だ」と抗議し、Bは「他の意味で言った」と言った。
対応概要	<p>■9月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aに同席を求め事業所関係者に発言の確認を行い、部落差別発言があったことを確認。 <p>■9月20日、9月25日、10月4日、12月14日、3月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Bへの対応及び啓発指導。 <p>■11月13日</p> <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市人権啓発検討委員会を開催。 <p>■対応結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対応及び啓発指導により、Bの発言に明確な謝罪や反省はないものの、差別発言を一定認めその発言内容に変化が見られたことからBへの啓発指導を終了。 ・事業所に今回の事象を踏まえ、職員研修の実施と同様事象が発生した場合の速やかな市への報告を要請。 <p>■平成30年3月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長、副市長に部落差別発言事象に関する対応を終了することを報告。 <p>■平成30年4月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市企画審議会に報告。 <p>■今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市職員に今回の事象を周知し、事象に遭遇した場合の対応について啓発する。 ○市が主催する同和教育推進員研修など様々な研修会や講演会、同和教育町内学習会でこの問題を取り上げ啓発していく。

部落差別に係る差別事象報告件数 (H12～H29 年度)

年度	件数	差別事象の内容						(その他の内容)
		1 結婚	2 就職	3 発言	4 落書	5 投書	6 その他	
H12	26			14	10	1	1	ホームページへの差別文書(電子メール)
H13	14			9	4	1		
H14	24			5	15	2	2	電話での地区の問い合わせ
H15	26			14	10		2	電話での不動産取引についての問い合わせ
H16	16			3	11		2	ホームページの差別文書(電子メール)、電話での地区の問い合わせ
H12～16計	106	0	0	45	50	4	7	
H17	18				15	1	2	電話での地区出身の問い合わせ、感想文
H18	5			1	4			
H19	14			1	6	1	6	・電話による地区の問い合わせ(2件) ・同和地区を差別し個人を誹謗する差別文書の配布(3件) ・差別張り紙
H20	7				6		1	・土地売買に関する地区の問い合わせ
H21	4			1	3			
H17～21計	48	0	0	3	34	2	9	
H22	11			3	4	1	3	・電話による地区の問い合わせ(3件)
H23	7			2	2		3	・電話による地区の問い合わせ(2件) ・差別文書の送付(1件)
H24	9			5	3		1	・差別文書の送付
H25	4			1	2		1	・人権侵害記載封筒の投棄(1件) ・「3 発言」の1件は県への報告はH26年度に入ってから報告があったもの
H26	3			1	1		1	・電話による地区の問い合わせ
H22～26計	34	0	0	12	12	1	9	
H27							2	・電話による地区の問い合わせ(2件)
H28	4			1	2		1	・電話による地区の問い合わせ
H29	5			2	1		2	・土地に関する地区の問い合わせ ・ホームページ意見フォームへの書込み
H27～29計	9	0	0	3	3	0	5	

(注) この資料は、市町村が把握し、県に報告があったものであり、県内で発生した全ての差別事象を記載したものではない。